長与町農業委員会会議録

平成２９年７月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２９年７月第２回農業委員会総会

１．　日時　　平成２９年７月２６日（水）　　１５時００分から１７時００分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　３番　崎山　光子　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫

６番　田中　稔　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

９番　渡邉　章三　　１０番　山本　純博　　１１番　上杉　司

１２番　益冨　雅彦

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（８名）

１番　原口　司　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　森内　忠嘉　　５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治

７番　坂本　謙二　　８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（０名）

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　２番　柳原　厚志　３番　崎山　光子

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地改良届出報告書について

第４　　第２号報告　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について

８．　長与町長　吉田　愼一

９．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただ今より、平成２９年７月第２回長与町農業委員会総会を開催いたします。

初めに、農地利用最適化推進委員に委嘱状を交付いたします。推進委員さんのお名前を読み上げますので、随時、会長の前の方へお越し下さい。なお、委嘱状を受け取りましたら自席までお戻りください。

では、会長、宜しくお願いします。

【会長より委嘱状を交付】

事務局　以上で、委嘱状交付を終わります。ご協力ありがとうございました。

次に、本日、農業委員と農地利用最適化推進委員が揃った初めての総会のため、吉田町長がご挨拶に来られていますので、ご挨拶を頂戴したいと存じます。吉田町長よろしくお願いします。

町　長　皆様、こんにちは。

日頃から、農業振興、町行政全般にわたりまして、皆様方のご支援、ご協力を賜っていますことをまずもってお礼を申し上げたいと思います。昨年の４月１日より農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員、農地利用最適化推進委員で組織された今日は第１回目の会合です。担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消・新規参入の促進、農地等の利用の最適化などの課題を農業委員会のみなさんにやっていただく仕事の内容も非常に大きな問題ではないかと思っております。本町におきましても、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加や鳥獣被害の深刻化など、依然として厳しい状況が続いております。私も果樹集団産地市町協議会のメンバーに入っておりいろいろな基盤整備も視察に行っておりまして、今は、農業の担い手が少ないということで農繁期お手伝いをしている集団があるのですね。そういう方が北から南へ移動しながらお手伝いをしている。そういった方々のお話を伺いに行こうかなと思っております。皆様方におかれましては、農業者からの相談や農地の利用斡旋に加え、すべての農地を対象とした農地パトロールや遊休農地所有者への利用意向調査を行うことで、耕作放棄地を未然に防ぎ、優良農地の確保や担い手への利用集積の促進に向けた取り組みなどに、ご尽力いただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも農業者の信頼と期待に応じ、地域農業の発展、推進のために地域の世話役人として、ご活躍いただきたいと思います。

結びになりますが、農業委員会の益々の発展と皆様のご健勝、ご多幸を祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。

事務局　ありがとうございました。このあと、町長は公務のため退席とさせていただきます。
それでは今から議事に入りたいと思います。水谷会長よりご挨拶をいただきます。水谷会長よろしくお願いします。

議　長　みなさん、こんにちは。今日は７月の第２回総会ですが、農業委員さんと推進委員さんが一緒になった初めての会合です。私は、前田中会長の後を引き継ぎ今期の会長となりました。職務代理者は、柳原厚志さんへお願いしておりますのでよろしくお願いします。
昨年の法改正により農地利用最適化推進委員さんが新設されました。農業委員さんと推進委員さんは車の両輪であると思います。これまでは、農地に関する許認可と農地利用状況の調査を主にしていましたが、今後は、農地利用状況調査を元に地区別にみなさんと現状認識を行い、意見交換を行いたい。特に推進委員さんについてはその核になっていただきたいと思っております。開会に当たりまして、私の考え方についてお話いたしました。

事務局　会長、ありがとうございました。
それでは、農地利用最適化推進委員さんが、今回初めての総会ですので、簡単に自己紹介を行いたいと思います。それでは、先ほど会長よりご挨拶をいただきましたので、職務代理者の柳原厚志委員より農業委員さん農地利用最適化推進委員さん、最後に事務局という順番でお願いします。

【委員、職員の自己紹介】

事務局　以上で、自己紹介を終了致します。ご協力ありがとうございました。
では、議事に入ります。平成２９年７月第２回の総会開催あたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、全員の出席であることを、報告致します。なお、農地利用最適化推進委員も全員参加です。では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議　長　それでは、平成２９年７月の第２回農業委員会総会を開催致します。
まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名致します。２番、柳原厚志委員、３番、崎山光子委員を指名致します。
日程第２、本日は、第１号議案農用地利用集積計画についてが４件、また、報告事項では、農地改良届出が１件、農地転用専決処分報告が１件となっております。
では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。第１号議案農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、第１号議案農用地利用集積計画について１ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき、農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する議案書になります。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定とは同意市町村は、農林水産省で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっています。２ページをお開き下さい。先ほど、申し上げたとおり、長与町より、農業委員会の決定を求める文書でございます。３ページをお開き下さい。農業委員会の決定を経て、長与町で公告する文書でございます。４ページの１．利用権別各筆明細集計表は、平成２９年７月分の集計表です。

次の議案書５ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番）、田、１，１１９㎡、利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物名は、水稲です。平成２９年８月１日から平成３１年３月３１日までの１年８ヶ月間です。年間借賃は、米〇〇ｋｇ、借賃の支払い方法は、毎年、年末に自宅搬入です。新規になります。

設定場所を申し上げます。７ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、〇〇交差点、（店舗名）が近くにございますが、その交差点から約８０m進んだところが申請地となります。これで説明を終わります。

議　長　地区担当委員さんの補足説明があればお願いします。

２番、柳原委員。

２　番　私が、三根郷、吉無田郷地区を担当しておりますのでご説明します。借主と貸主は、本川内と平木場にお住まいの方です。貸主の（氏名）さんは、建築業のためなかなか農業ができないということで、以前より水田を貸しておられました。場所は事務局の説明のとおりです。この地区は区画整理がされており、田んぼとして作り易い所です。借主の（氏名）さんは、三根地区の他の所も借りており、大型機械を所有し米作りの経験も豊富です。貸主の（氏名）さんは、田んぼは、機械が無いため人に貸しています。（氏名）さんは、ハウスいちごを栽培していますので、建築業を辞めたらハウスいちごに専従したいとの希望があられます。以上です。

議　長　地区担当委員から補足説明がありましたが、ご意見、質問はありませんか。

６番、田中委員。

６　番　貸主、借主には問題無いが、賃貸借の期間が１年８ヶ月の理由を教えて下さい。

事務局　特に理由は聞いておりません。

６　番　申請があった時は、期間についてもある程度の指導をしていただきたい。

事務局　田中委員さんが言われるように、今後、そういう方針で行いたいと思います。

議　長　柳原委員。期間について何か聞いていますか。

２　番　期間については何も聞いていないが、体調があまり良くないので、長い期間は借りないのかもしれません。

議　長　このことについては、再度、事務局で確認をお願いします。

議　長　この件に関してはよろしいですか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、２件目について、説明をお願いします。

事務局　次に８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷

（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、１，８８５㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物はみかんです。平成２９年８月１日から３４年７月３１日までの５年間です。年間の借賃は、〇〇円で借賃の支払い方法は、２月頃自宅へ納入です。継続になります。

設定場所を申し上げます。１０ページをお開き下さい。本川内郷、（地区名）、〇〇ダム、地図のとおり、申請地、本川内郷（地番）になります。これで説明を終わります。

議　長　　ただいま、説明が終わりましたが、地区担当委員さんより補足説明があればお願いします。

７番、柿本委員。

７　番　　借主の（氏名）さんは、何年か前に退職され、ご夫婦で農業に従事されています。貸主の（氏名）さんは、お勤めされており、お母さんと二人暮らしのため、殆ど農業はされてず、貸付されているようです。それから資料の中にチェックが入っていますが、何か意味がありますか。もしいらないものならば、見難いのでこういうチェックはやめたほうがいいと思います。

議　長　　チェックについては、何か意味がありますか。

事務局　　内容審査のチェックだと思われます。今後は、写し等でチェックを行い、原本チェックは行わないようにしたいと思います。

議　長　　今後は、原本チェックはやめてください。

議　長　　地区担当委員から補足説明がありましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで審議を、終了致します。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、３件目、４件目について、関連がございますので続けて説明をお願いします。

事務局　　次に、１１ページをご覧下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、２，５６５㎡。利用権の種類は、賃貸借権で具体的な作物名はみかんです。平成２９年８月１日から３９年７月３１日までの１０年間です。年間借賃は、〇〇円です。借賃の支払い方法は、毎年２月頃口座振込みを行います。継続になります。

１３ページをお開き下さい。未相続農地の場合について、利用権の設定に関する同意書となります。そして１４ページには、相続関係説明図を添付しています。利用権を設定する土地は、被相続人、故（氏名）さん。相続権者は、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さん、奥様です。長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん、子どもです。長与町三根郷（地番）、（氏名）さん、子どもです。長与町吉無田郷（地番）、（氏名）さん、子どもです。以上、相続権者は４名。相続権利者代表は、長与町本川内郷（地番）、（氏名）さんです。

場所を申し上げます。１５ページをお開き下さい。本川内郷、〇〇ダム、〇〇バス停から図面のとおり約１００ｍ上ったところが、申請地、本川内郷（地番）になります。

次に、１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町本川内郷（地番）、畑、２，１９３㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成２９年８月１日から３９年７月３１日までの１０年間です。年間借賃は、〇〇円です。借賃の支払い方法は、毎年２月頃口座振込みを行います。継続になります。

１８ページ、１９ページについては、先ほどと同じでありますので、割愛させていただきます。

設定場所を申し上げます。２０ページをお開き下さい。本川内郷、〇〇ダム、〇〇バス停から、〇〇岳へ約３００ｍ上りあがった場所が申請地、本川内郷（地番）になります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

７番、柿本委員。

７　番　　継続なので、別段問題ないと思います。貸主の（氏名）さんは、一人暮らしですが、子どもさんが交代で来られており農業は出来ない状態です。借主の（氏名）さんは、親類関係になられますが、熱心に耕作しておられます。また、借主の（氏名）さんも貸主の隣にお住まいで、みかんを耕作されており、問題は無いと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

議　長　　ご意見、質問はありませんか。
　９番、渡邉委員。

９　番　　２件とも継続なので問題無いと思います。ただ、年間の借り賃について農業委員会で反あたりの金額を決められているのか。または、相対で決めているのか。農業委員会で標準的な金額が決めてあるのかお尋ねします。

事務局　　今回の貸借について確認はしておりませんが、通常相対で決めているようです。農業委員会で、標準的な金額は決めておりませんが、長与町の昨年の実績を基にした平均の金額等は、長与町のホームページで公表しております。

議　長　　以前よりこの問題については、意見が出ておりますが、基本的に相対でしますと非常に貸し借りの幅があるので、基本的な目安、指針を今後委員会の中で協議しながらそれを全て示すわけではないですが、目安が１つあれば賃貸の中でやりやすいのではないか。場所によっても、農地の状況によっても違いますのでそういう所を加味して今後の研究課題にさせていただきたい。
　６番、田中委員。

６　番　　今の件に関しては、事務局がある程度掌握していると思うので、後で報告してもらえば結構ですが、今のみかんの情勢をお互い考えてみると、一時はみかんが低迷していて安かったという問題がありまして、貸借の値段も低迷しておりましたが、今はある程度みかんが落ち着いてきているところでございます。そういうのを加味しながら標準の水準を決めていただきたい。

議　長　　私からもお願いしますが、今回より推進委員さんも入ってこられたので、地区の土地の利用状況も含めて少し論議をしていけたらと思います。また、近傍の金額については事務局で

調べていただきたい。是非みなさんと協議を行いたい。渡邉委員よろしいですか。

９番　詳しく調査をしてもらい、今後摘要していただけたらと思います。

議　長　他に質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　これで、審議を終了致します。説明のとおり許可することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　異議無しとのことですので、２件とも許可することに決定致します。

事務局　議長すみません。１件目の利用集積の期間についてのお尋ねについての回答をしてもよろしいですか。

議　長　調査ができたということですので報告をお願いします。

事務局　１年８ヶ月の期間については、借主の（氏名）さんが、他にも農地を借りておられるので、終期を揃えたいとの希望があったそうです。それから期間終了後も継続するご意向があるそうです。

議　長　これからは、報告事項に移ります。事務局から、報告をお願いします。

事務局　１ページをご覧下さい。農地改良届出報告です。土地の所在等ですが、長与町岡郷（地番）、畑、５，４８８㎡うち７５０㎡を改良。所有者の氏名、（氏名）さん。住所は、時津町浜田郷（地番）。耕作者も同じでございます。作付け作物は、梨。工事期間は、平成２９年１０月３

０日までの予定です。農地改良とその他の内容ですが、園内畑地段数変更と園内農作業用通路の整備を行う計画です。上記の通り農地改良届け出を平成２９年７月４日に、現地確認を平成２９年７月１０日に致しましたので報告いたします。平成２９年７月２６日農業委員田中稔代読です。

２ページをお開き下さい。農地改良の場所を説明いたします。岡郷、国道２０７号線、(事業所名)、〇〇側の道路下が申請地となります。以上です。

議　長　　ただ今、事務局から報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　次に農地転用専決処分を報告してください。

事務局　　３ページをお開き下さい。農地転用専決処分報告です。農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書になります。１．当事者の氏名、住所、職業、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)、会社員です。２．土地の所在等、長与町高田郷（地番)、畑、１１６㎡。土地の所有者は、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)。３．転用計画転用の目的に係る事業または施設の概要は、共同住宅用地、所要面積７７２．０９㎡。既存宅地、高田郷（地番）を併用地として使用。当該地面積６５６．０９㎡。４．申請日、平成２９年７月７日。５．専決処分の日、平成２９年７月１９日。以上の通り長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第７条第２項の規定により専決処分をしたので報告いたします。平成２９年７月２６日長与町農業委員会事務局長和田弘。

４ページをお開き下さい。申請地を申し上げます。高田郷、〇〇バス停、(店舗名）の道路を挟んで（商業施設)、(団地名）付近が申請地、高田郷（地番）となります。以上です。

議　長　　ただ今、報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成２９年７月行事報告が行われた】

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会７月第２回総会を閉会します。